

## グリーン・レガシー・ヒロシマ・イニシアティブ規約

(名称)

第1条 本会は、グリーン・レガシー・ヒロシマ・イニシアティブと称する。

(目的)

第2条 本会は広島に被爆樹木の種や苗を世界の人々と手を取り合って育てていくことで広島に被爆樹木を守り、その存在と広島に平和のメッセージとを広く知らせていくことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広島に被爆樹木の種や苗の世界中への配布
- (2) 広島に被爆樹木とその平和のメッセージに関する広報活動
- (3) その他会の目的に沿った活動

(コミティメンバー)

第4条 本会は次のコミティメンバーを置く。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 共同創設者・コーディネーター | 2名 |
| (2) リサーチスタッフ他      | 3名 |
| (3) 監事             | 1名 |

(運営)

第5条 本会の運営方針ならびに日常業務、会議の招集は、共同創設者・コーディネーターによって決定される。ワーキンググループはこれに協力する。また、必要に応じて広島や海外のパートナーや関係者の意見を求める。

(パートナー・ワーキンググループ)

第6条 本会の目的達成のための実際の活動は、本会の組織的なパートナーである UNITAR と ANT-Hiroshima、ならびにワーキンググループのメンバー広島平和文化センター、広島市、広島大学、広島市植物公園、広島県からの代表者との協力のもとで行う。ワーキンググループ会議は年に4回以上行う。本会は世界的な活動をしていくために海外のパートナーとのパートナーシップも求める。

(会計)

第7条 本会は非営利団体であり、活動の経費は、個人または団体からの寄付金をもって充てる。本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。決算報告は年度末の事業報告の一部として毎回行う。

(本部ならびに事務局)

第8条 本会の本部は広島市に置く。本会の事務を処理するための事務局は、730-0012 広島市中区上八丁堀 8-14 安芸リーガルビル 2F に置く。

(設立年月日)

第9条 本会の設立年月日は、平成24年7月1日とする。

付 則

この規約は、平成24年7月1日から施行する。